

【様式第2号】

加盟競技団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞
適合性審査 審査書式

加盟団体名		長野県アイスホッケー連盟			
審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	N	○ 法人格を有していない任意団体である。	
調査チーム記入欄			審査基準 (ア)	必ず提出する 証拠書類 (イ) ※	補足 (ウ) ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント	ア (1) その法人に適用される法令を遵守する旨を含む規程を整備している。		
			イ (1) 審査基準に対応する証拠書類 ・定款ほか関係規程		
			ウ (1) 法人格を有する団体については、その法人に適用される法令を遵守することが求められる。一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動法人 (NPO法人) については特定非営利活動促進法の遵守がそれぞれ求められる。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実態を備え、団体の規約等を遵守すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本連盟の会則に基づき、年1回の通常総会と年4回程度の理事会を開催して、団体運営に関する機関決定を行っている。 ○ その他、「専門委員会規定」や「代議員推薦細則」、「出張旅費及び競技運営役員手当等支給規則」などを制定し、それらを順守することによって適切な団体運営を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①長野県アイスホッケー連盟会則 ②長野県アイスホッケー連盟専門委員会規定 ③長野県アイスホッケー連盟の代議員の選出に係る細則 ④長野県アイスホッケー連盟出張旅費及び競技運営役員手当等支給規則 ⑤長野県アイスホッケー連盟の共催、後援及び協賛に関する要項 ⑥長野県アイスホッケー連盟 慶弔規程 ⑦令和3年度理事会開催予定表
調査チーム記入欄			審査基準 (ア)	必ず提出する 証拠書類 (イ) ※	補足 (ウ) ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			<p>・法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。</p> <p>(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、代表の決定方法や財産の管理等に係る規程を整備している。</p> <p>ア (2) 団体の専用口座を用いて財産の管理・運営を行うとともに、財産を分別して管理・運営をしている。</p> <p>(3) 公的助成を受けている団体においては、法人格の取得に取り組んでいる。</p>	<p>イ (1) 審査基準に対応する証拠書類 ・定款ほか関係規程</p>	
			<p>ウ (2) 法人格を有しない一般スポーツ団体において団体内部の規約等を定めている場合には当該規約等を遵守し 適正に団体運営を行うことが求められる。団体としての権利義務関係を明確化する観点から以下の点に取り組むことが求められる。</p> <p>① 団体としての組織を備え多数決の原理が行われ構成員の変更があったとしても団体が存続し代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること</p> <p>② 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく団体活動のための専用の口座を用い財産を分別して管理・運営すること</p> <p>なお権利義務関係を明確化し適正なガバナンスを確保する観点から 少なくとも公的助成を受給する団体においては、可能な限り早期に法人格の取得に取り組むことが求められる。</p>		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか	A	○ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟定款第42条に基づく加盟団体分担金の納入、第43条に基づく選手登録を適正に行っている。 公益財団法人長野県スポーツ協会の「加盟団体及び会員に関する規定」第2条の4及び第2条の5に基づき、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況について、このセルフチェックリストを用いて自己説明・ホームページでの公表を行っている。また、「公益財団法人長野県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に基づき、役員や会員に対するコンプライアンス研修を行うとともに、令和3年12月までに倫理規定の整備を進めることにしている。	○ 使用する施設の使用に係わる規則や安全管理に関する条例等を遵守している	⑧スポーツ団体ガバナンスコードに係るセルフチェックシート公開状況 ⑨長野県アイスホッケー連盟 倫理規定（案） ⑩今後の活動に対するロードマップ
				○ 使用する施設の使用に係わる規則や安全管理に関する条例等を遵守している	⑧スポーツ団体ガバナンスコードに係るセルフチェックシート公開状況 ⑨長野県アイスホッケー連盟 倫理規定（案） ⑩今後の活動に対するロードマップ	
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア	(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、代表の決定方法や財産の管理等に係る規程を整備している。		
			イ	(1) 審査基準に対応する証拠書類 ・定款ほか関係規程		
			ウ	(3) 一般スポーツ団体においては、法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し遵守することが求められる。例えば一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか	A	○ 会長、副会長を含む20名の理事と2名の監事は総会での議決をもって選任される。うち会長1名、副会長2名、理事12名、監事2名の役員候補者は、前任役員からの独立性と立候補の自由性を確保するため、総会前の役員選挙告示に基づき、県連盟登録者であれば誰でも役員候補者として立候補することができる。また、残り5名の理事は、会長が選任された後に会長推薦理事候補者として提案することができ、総会での信任投票を経て理事に選任される制度を設けるなどして適切な団体運営に努めている。 なお、役員の高齢化や長期在任が目立つことから、新陳代謝を促すための規定等の改正について令和3年度から検討を進める。	①長野県アイスホッケー連盟会則 ⑩長野県アイスホッケー連盟 役員名簿 ⑩今後の活動に対するロードマップ
調査チーム記入欄			審査基準 (ア)	必ず提出する 証拠書類 (イ) ※	補足 (ウ) ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			ア		
			イ		
			ウ		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
5	[原則2] 組織運営に関する目 指すべき基本方針を 策定し公表している か	・組織として目指すべき 基本方針（ミッション、 ビジョン等）を策定し公 表しているか	B	○ これまで、本連盟のビジョン・ミッションが策定 されていなかったが、令和3年6月開催の理事会で本 連盟のビジョン・ミッション案を策定し、令和3年8 月に開催された定期総会で承認された。ホームページ 等での公表について、現在検討中である。 中長期計画については、今後令和4年度6月予定の理事 会にて承認、8月予定の通常総会にて承認出来るよう に進める計画である。	⑫長野県アイスホッケー連盟 ビ ジョン・ミッション ⑩今後の活動に対するロードマップ
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			ア（1）審査基準に対応する証拠書類		
			イ	<ul style="list-style-type: none"> その策定に当たっては、組織運営に関わる一部の役職者のみで作業するのではなく、当該一般スポーツ団体の活動に関わる多様なステークホルダーと対話し、それらの意見を反映させることが望まれる。 目指すべき基本方針の公表方法については、各一般スポーツ団体のウェブサイト等で行うことが望まれる。また、ウェブサイト等を有していないスポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して開示することが望まれる。 なお、公的助成を受給するなど一定の人的・財政的規模を有すると認められる団体においては、目指すべき基本方針のみならず、中長期的な目標並びにその達成を確保するための中長期基本計画及び財務の健全性確保のための計画を策定し、公表することが望まれる。その際、中長期基本計画は、目標達成のための課題を抽出しその解決のための方策及び実行計画を盛り込むとともに、計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）を実践可能なものとするが望まれる。また、財務の健全性確保のための計画については、中長期的な視点から明確かつ測定可能な目標を記載した計画を策定するとともに、当該計画に基づき会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 	
			ウ	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーの理解を得つつ、安定的かつ持続的な組織運営を実現するためには組織として目指すべき基本方針（ミッションビジョン等）を策定し、公表することが求められる。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
6	[原則3] 暴力行為の根絶等に 向けたコンプライア ンス意識の徹底を図 るべきである。	(1) 役職員 に対し コン プライアンス教育を実施 すること又はコンプライ アンスに関する研修等への 参加を促すこと	A	○ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟が、加盟団 体ブロック協議会に併せて実施しているコンプライ アンスやガバナンスコードに関する研修会に本連盟の役 員を派遣し、知見を深めている。	⑬コンプライアンス講習等参加講習 一覧（2018年～2021年）
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			ア	(1) 法人の業務に関する規程を整備している。	
			イ	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画 (2) 直近に実施した役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項等	
			ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスの実践は 単なる法令遵守にとどまらず 組織や業界において定められる様々な規範さらには社会規範の遵守を含むものであり、多様なステークホルダーや国民・社会からの信頼を得て安定的かつ持続的に組織運営を行う上での前提条件又は組織統治の基盤になるものである。 ・ ひとたびコンプライアンス違反事案が発生すると組織に対する社会的信用を失墜させひいてはスポーツへの社会的評価の低下につながりかねない。 ・ 一般スポーツ団体が組織として存続する限り、常にコンプライアンスが実践されている又はコンプライアンス違反が生じていない状態が保持されていることが必要である。そのためには 一般スポーツ団体に関わる全ての者がコンプライアンスに係る知識を身に付けるとともにコンプライアンス意識を徹底することが不可欠である。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
7	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対しコンプライアンス教育を実施すること又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	B	○ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟で役職員や指導者、レフェリーに対して使用しているコンプライアンス研修の資料を用いて、令和3年度中に指導者に対する研修を実施する。また、同連盟で提唱しているリスペクト憲章及び同行動規範に関する資料を用いて、競技者等に対する研修会を令和3年度中に実施する。	⑭コンプライアンス研修資料（案） （冒頭3ページのみ） ⑩今後の活動に対するロードマップ
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			<p>ア</p> <p>（1）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画</p> <p>イ （2）直近に実施した選手及び役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項等</p> <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス教育に関しては一過性の取組ではなく一般スポーツ団体自らが定期的にコンプライアンス教育を実施すること又は統括団体やNF公的機関等が実施する研修・講演会・セミナー等への定期的な参加を促すことが求められる。 ・コンプライアンス教育の実施に当たっては昨今役職員又は指導者の暴力行為やセクハラパワハラ等が社会的な問題となっていることに鑑み これらの行為が決して許されないことが徹底されるよう 暴力行為等の禁止について特に重点的に教育することが望まれる（5）。 ・なお団体のコンプライアンスの基となる規程等についても今日的なものとなっているか不断に見直し適確に運用することが求められる。 		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
8	[原則4] 公正かつ適切な会計 処理を行うべきであ る。	(1) 財務・経理の処理を適 切に行い 公正な会計原則 を遵守すること	A	○ 理事会や総会で決算書の承認を受ける前に、2名 の監事により通帳や証拠書類等の厳密な検査を受けて いる。	⑮令和3年度 通常総会資料集 ⑯長野県アイスホッケー連盟 監査の 概要
調査チーム記入欄			審査基準 (ア)	必ず提出する 証拠書類 (イ) ※	補足 (ウ) ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			ア		
			イ	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画 (2) 直近に実施した役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項 等	
			ウ	・ 公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立することが求められる。特に理 事等の経済的利益の透明性を確保するための規程 支出に関する領収書その他証拠の保存 を徹底するための経費使用に関する規程及び財産の独立管理の徹底を図るための規程を団 体内において明確に定めるとともに その運用の浸透と定着を図りまた定期的にその実効 性を検証することが望まれる。 ・ 理事等の役職員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に 取り組むことが望まれる。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
9	[原則4] 公正かつ適切な会計 処理を行うべきであ る。	(2) 国庫補助金等の利用に 関し 適正な使用のために 求められる法令ガイドラ イン等を遵守すること	A	○ 長野県教員委員会から交付される「長野国 体特別強化事業補助金」の取扱、並びに 国際大 会等の実施にたあって長野県や長野市から助成 を受ける際には、所定の要綱・要領に基づき事 務処理を行っている。 ○ 倫理規程において、補助金、助成金等の処 理に関する不正を禁じ、違反した場合は、処分 の対象としていく予定である。	⑦社会体育振興事業補助金交付要綱 ⑨長野県アイスホッケー連盟 倫理規 定（案） ⑩今後の活動に対するロードマップ
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			ア	・ 公的助成の受給に当たっては自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定め る実施要項ガイドライン等の内容を十分に確認し当該法令ガイドライン等において遵守すべき事項 が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう財務会計方針手続等の運用規程を定め適 確に運用することが求められる。	
			イ	(1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画 (2) 直近に実施した選手及び役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項 等	
			ウ	・ 公的助成の受給に当たっては自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定め る実施要項ガイドライン等の内容を十分に確認し当該法令ガイドライン等において遵守すべき事項 が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう財務会計方針手続等の運用規程を定め適 確に運用することが求められる。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
10	[原則4] 公正かつ適切な会計 処理を行うべきであ る。	(3) 会計処理を公正かつ適 切に行うための実施体制 を整備すること	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会や総会で決算書の承認を受ける前に、2名 の監事により通帳や証拠書類等の厳密な検査を受けて いる。 ○ 出納業務と 決算書類の作成業務を一人の事務局員 が行っていること自体が好ましいことではないので、 業務担当を別に設けることを検討している。 ○ 監事と事務局長や事業執行者との癒着を防ぐた め、会則またはそれに準ずる規定に監事の重任につ いて上限を定める方向で検討を進めている。 ○ 監事は2名専任しており、その所属先、専門的能 力及び業務経験は以下の通りである。 ①井川 清海 氏（所属先等は個人情報にあたるため、 ここでは割愛） ②小坂 純香 氏（所属先等は個人情報にあたるため、 ここでは割愛） 	<ul style="list-style-type: none"> ⑮令和3年度 通常総会資料集 ⑯長野県アイスホッケー連盟 監査の 概要 ⑰今後の活動に対するロードマップ
評価	要改善事項	コメント			
			ア	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守す るための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法 等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関 する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 	
			イ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考える理由を 説明してください。 	
			ウ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守す るための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法 等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関 する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
11	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに組織運営に係る情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか	N	○ 特になし	
調査チーム記入欄			審査基準 (ア)	必ず提出する 証拠書類 (イ) ※	補足 (ウ) ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント	ア (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	イ (1) 予算・決算書類等	
			ウ ・法人格を有する一般スポーツ団体においては、貸借対照表等法令に基づく情報開示を適切に行うことが求められる。 ・また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても少なくとも年度ごとの収支報告について開示することが求められる。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
12	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに組織運営に係る情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2)組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか	B	<p>○ 連盟における役員名簿については連盟ホームページで公開しているが、連盟の会則等の規約類に含まれる目的、事業などについては、公開されていない。また、各年度の事業報告・事業計画、会計に関わる決算書・監査報告書・予算書などについても開示されておらず、今後は積極的に開示していくことにしている。</p> <p>○ セルフチェックシートを連盟ホームページで公表している</p>	<p>⑩長野県アイスホッケー連盟 役員名簿</p> <p>⑩今後の活動に対するロードマップ</p>
調査チーム記入欄			審査基準 (ア)	必ず提出する 証拠書類 (イ) ※	補足 (ウ) ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			ア (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	イ (1) 予算・決算書類等	
				<p>・ 以下のような情報について積極的に開示することが望まれる。</p> <p>① 組織運営に重要な影響を及ぼし得る役職員の選任に関する情報</p> <p>② 各団体のステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報 (例えば、選手選考を行っている団体においては選手選考に関する規程等が考えられる。)</p> <p>ウ ③ ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から開示することが適切と考えられる情報 (例えば 団体の活動に当たって会費の徴収や 寄附 の募集等を行っている場合これらの会計処理 (使途等) の状況等)</p> <p>・ ガバナンスコード の遵守状況に関する情報 についても積極的に開示することが求められる。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
13	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	N	○ 特になし	
調査チーム記入欄			審査基準 (ア)	必ず提出する 証拠書類 (イ) ※	補足 (ウ) ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			ア (1) 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。		
			イ (1) 選手選考に関する規程		
			ウ ・組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きくNFと同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあつては自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄		
			自己 チェック	自己説明	証拠書類
14	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	N	○ 特になし	
調査チーム記入欄			審査基準 (ア)	必ず提出する 証拠書類 (イ) ※	補足 (ウ) ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要
評価	要改善事項	コメント			
			ア (1) 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。		
			イ (1) 選手選考に関する規程		
			・ 組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きくNFと同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあつては自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる。		